

## 温室効果ガス算定排出量等の報告等

### に関する命令の一部を改正する命令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 令第一号（令和七年三月三日）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第八号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項、第二十七條第二項及び第三十二條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新に追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告の方法等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定省令」という。)第二条第一項第三号又は第四号に規定する量を算定した場合及び国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限り、第十四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により二酸化炭素の場合に限る。)とする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)及び代表者の氏名</p> <p>二～十三 (略) 二～十三 (略)</p> <p><u>十四</u> 算定省令第十条第一項に規定する方法により控除した二酸化炭素の量</p> <p>3 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第三号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限り、第十一号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により温室効果ガス算定排出量を算定した場合に限る。)とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p><u>十一</u> 算定省令第十条第一項に規定する方法により控除した二酸化炭素の量</p> <p>4 特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告(同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に</p>	<p>(報告の方法等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。)とする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)及び代表者の氏名</p> <p>二～十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第三号から第十号までに掲げる事項については、それぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。)とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告(同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に</p>

限る。)は、算定省令第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

5 第二項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量について行うものとする。

6 第二項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者において行われた次の各号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量のそれぞれについて行うものとし、第三項第三号に掲げる事項の報告は、次の第一号及び第三号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量を合算して得た量及び第二号に定める量のそれぞれについて行うものとする。

一 燃料の使用（次号に掲げるものを除く。）算定省令第二条第一項第一号及び第二号に掲げる量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く。）を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量

二 廃棄物及び廃棄物燃料の使用算定省令第二条第一項第二号に掲げる量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量に限る。）に一を乗じて得た量

三 他人から供給された電気及び熱の使用 算定省令第二条第一項第三号及び第四号に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量から特定事業所排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量

7～10 (略)

第四条の二 前条第二項第四号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量の種別数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に算定省令第二条第五項各号に定める係数を乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同条第六項各号に掲げる熱の区分に応じその量にそれぞれ同項各号に定める係数を乗じて得られる量、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下同じ。）の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者（電気事業法（昭

限る。）は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省令・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

(新設)

5 第二項第四号及び第三項第三号に掲げる事項の報告は、算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料ごとに特定事業所排出者において行われた当該燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令第七条第一項第一号イに規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する当該物質の量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く。）に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

6～9 (略)

第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この項及び第二十条の二第一項において同じ。）のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に定める熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に定める熱の量に第二十条の二第三項に規定する

和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。)又は登録特定送配電事業者(同法 第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に算定省令第二条第五項各号に定める係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他前条第二項第四号に定める量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

- 2 特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に掲げる熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。)のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同条第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

- 3 前条第二項第十四号及び第三項第十一号に掲げる事項の報告は、令第七条第三項に規定する場合において回収した二酸化炭素の種別ごとの量、当該二酸化炭素を回収した者、当該二酸化炭素を回収した年月日その他温室効果ガス算定排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

- 4 事業所管大臣は、前三項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通

調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。)のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成二十二年経済産業省令第四十三号) 第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。)の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者(電気事業法 第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この項において同じ。)が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

(新設)

(新設)

- 2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知

知するものとする。

5 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項から第三項までの規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号若しくは第十四号に掲げる事項

三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第十二条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項から第四項まで並びに	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣

するものとする。

3 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項の規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(権利利益の保護に係る請求の方法) (権利利益の保護に係る請求の方法)

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第十三号に掲げる事項

三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第十二条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項並びに第五条第一項及	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣

第五条第一項及び第二項 第四条の二第五項、第五条第三項及び六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
---------------------------------------	-----------	---

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第五項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

び第二項 第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
---------------------------------	-----------	---

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項 第四条の二第二項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣
--	-----------	--

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項 第四条の二第二項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

(報告の方法等)

第十三条 (略)

2 特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第四号に掲げる事項については、当該特定輸送排出者が令第五条第二号から第八号までに掲げる者のいずれかである場合であり、かつ、次項の規定により算定される量を報告する場合に限る。）とする。

一～三 (略)

四 国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量

二項並びに第五条第一項及び第二項 第四条の二第二項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣
---	-----------	--

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項 第四条の二第二項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

(報告の方法等)

第十三条 (略)

2 特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(新設)

3 前項第三号に掲げる事項の報告は、特定輸送排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量について行うものとする。

4 令第五条第二号から第八号までに掲げる者が行う第二項第三号に掲げる事項の報告は、当該者において行われた次の各号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量のそれぞれについて行うものとする。

- 一 燃料の使用 算定省令第二条第一項第一号及び第二号に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量
- 二 他人から供給された電気及び熱の使用 算定省令第二条第一項第三号及び第四号に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た量から特定輸送排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量

5・6 (略)

第十三条の二 前条第二項第三号及び第四号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に算定省令第二条第五項各号に定める係数を乗じて得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同項各号に規定する係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他前条第二項第三号に定める量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第十五条 特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二・三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第二十条 (略)

(新設)

3・4 (略)

(新設)

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第十五条 特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二・三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第二十条 (略)



2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項（同法第四十條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十一條第一項（同法第四十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十六條第一項（同法第四十條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十四條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二並びに第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
(略)	(略)	(略)

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十五條第一項（同法第二十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第十九條第一項（同法第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第十七條第二項に規定する認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五條第一項（同法第二十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第十九條第一項（同法第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第十三条の二第二項並びに第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十五條第一項又は第十九條第一項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項（同法第四十條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十一條第一項（同法第四十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十六條第一項（同法第四十條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十四條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
(略)	(略)	(略)

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十五條第一項（同法第二十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第十九條第一項（同法第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第十七條第二項に規定する認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五條第一項（同法第二十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第十九條第一項（同法第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第十四条第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十五條第一項又は第十九條第一項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百七条第二項第二号に規定する管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第十三条の二</u> 第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
<u>第十三条の二</u> <u>第二項並びに</u> <u>第十四条第一</u> <u>項及び第二項</u>	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第十三条の二</u> 並びに <u>第十四</u> <u>条第一項及び</u> <u>第二項</u>	事業所管大臣	国土交通大臣
(略)	(略)	(略)

(未調整排出係数の公表)

第二十一条 環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、電気事業者ごとに未調整排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であって、電気事業者における国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量のうち適切と認められるものの取得等を反映

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百七条第二項第二号に規定する管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第十四条第一</u> 項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
<u>第十四条第二</u> 項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換条第一項に規定する主務大臣
(略)	(略)	(略)

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第十四条第一</u> 項及び <u>第二項</u>	事業所管大臣	国土交通大臣
(略)	(略)	(略)

(新設)

第二十一条及び第二十二條 削除

していないものをいう。) 及び当該未調整排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該未調整排出係数を公表するものとする。

第二十二條 削除

様式第1を次のように改める。  
様式第1(第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣(地方支分部局長) 殿

報告者 住所 〒

(ふりがな)  
氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第26条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード										
特定事業者番号、特定通商化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号										
特定排出者の名称 (前回の報告における名称)										
所在地	〒		都道府県		市区町村					
商標又は商号等										
特定排出者の主たる事業	事業コード									
特定排出者の主たる事業を所管する大臣										
特定排出者において常時使用される従業員の数										
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別添のとおり									
種別利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無		その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)				1. 有 2. 無			
担当者 (問合せ先)	部署	(ふりがな)氏名	電話番号	メールアドレス						
※受理年月日	年	月	日	※処理年月日	年	月	日			

備考

- 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。
- 2 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
- 3 特定事業者番号、特定通商化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 4 前回の報告における番号がある場合に記載すること。
- 5 特定排出者が通商化事業者に該当する場合は、商標又は商号等の欄に当該通商化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
- 6 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 7 特定排出者において常時使用される従業員の数については、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日)における人数を記載すること。
- 8 種別利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 9 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 10 ※の欄には、記載しないこと。
- 11 報告書及び別添の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度: \_\_\_\_\_ 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量			
		①燃料の使用に伴うエネルギー起源CO <sub>2</sub> (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO <sub>2</sub>	③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO <sub>2</sub>	④非エネルギー起源CO <sub>2</sub> (⑤を除く。)
1	特定排出者全体	①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑨	⑩	⑪	⑫
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑨	⑩	⑪	⑫
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
2	事業の名称	①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑨	⑩	⑪	⑫
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑨	⑩	⑪	⑫
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
3	事業の名称	①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑨	⑩	⑪	⑫
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑨	⑩	⑪	⑫
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

備考

- 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
- 2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(業分類) こととする。また、事業分類が4分類以上の場合は、項の追加を行うこと。
- 3 ①～⑫の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
  - ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料(都市ガスを含む。以下同じ。)の使用に伴って発生する量(②を除く。)
  - ② エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生する量
  - ③ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する量
  - ④ 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量(①、②、③及び⑤を除く。)
  - ⑤ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量(②を除く。)
  - ⑥ スタインの温室効果ガス算定排出量
  - ⑦ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
  - ⑧ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - ⑨ ハェフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - ⑩ 六フッ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
  - ⑪ 三ぶつ化窒素の温室効果ガス算定排出量
  - ⑫ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量(発電所等配分前)
- 4 ①の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)を記載すること。
- 5 ①の欄には、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加え第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
- 6 ②の欄には、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加え第3表の3及び第3表の4にも必要事項を記載すること。さらに、備考7(1)イからエまでに掲げる量が含まれる場合は、第5表の1にも必要事項を記載すること。
- 7 ③の欄には、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加え第3表の5及び第3表の6にも必要事項を記載すること。さらに、備考7(2)カ及びキに掲げる量が含まれる場合は、第5表の1にも必要事項を記載すること。
- 8 ④の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
  - (1) 廃棄物の燃料としての使用
  - (2) 廃棄物を原料とする燃料の使用
- 9 ⑤の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合計した量を記載すること。
  - ① 次に掲げるアの量から、イ及びロの量を控除し、エの量を加算した量
  - ② 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
  - ③ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量
  - ④ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量
  - ⑤ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量
- 10 ⑥の欄には、廃棄物の燃却(焼却時に発生する熱を回収するものに限る。)に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。
- 11 ⑦及び⑧の欄には、地熱温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン-ボツである物質の温室効果ガス算定排出量及びびニフルオロカーボン-ボツである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 12 ⑨の欄には、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 13 ⑩の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)
- 14 本報告に係る特定排出者が、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づき報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②、③及び④の欄には記載する必要はない。
- 15 ⑪及び⑫の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素)から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加え第5表の7及び第5表の8にも必要事項を記載すること。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第4表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。  
 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の3及び第3表の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の5及び第3表の6に記載すること。  
 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合は、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、第5表の7及び第5表の8に記載すること。

第5表の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種 別	合 計 量
1.	t-CO <sub>2</sub>
2.	t-CO <sub>2</sub>
3.	t-CO <sub>2</sub>
4.	t-CO <sub>2</sub>

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第5表の2、第5表の3及び第5表の4に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の5に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第5表の6に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～	～	～	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～	～	～	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～	～	～	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合計量	～	～	～
(うち再エネ電力由来)	～	～	～
(うち再エネ熱由来)	～	～	～

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。  
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。  
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。  
 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットコードのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。  
 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。  
 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。  
 7 方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再生エネルギー由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再生エネルギー由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。  
 8 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	国内認証排出削減量の種別ごとの量	
	①グリーン電力証書	②再生エネルギーの導入に係るクレジット
③非化石電源二酸化炭素削減相当量	～	～
④①～③の合計	～	～
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	～	～
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	～	～
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	～	～
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	～	～



備考

- 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
  - ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
  - ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
  - ④ ①～③の量の合計量
  - ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
  - ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
  - ⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
  - ⑧ のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

第5表の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	②再生エネルギーの導入に係るクレジット	③①及び②の合計
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
			t-CO <sub>2</sub>
			t-CO <sub>2</sub>
			t-CO <sub>2</sub>

備考

- 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
  - ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
  - ③ ①及び②の量の合計量
  - ④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
  - ⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

第5表の5 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
	種別番号	
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合計量		t-CO <sub>2</sub>

備考

- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別が二以上に異なる場合には、表の追加を行うこと。
- 2 本表に掲げた海外認証排出削減量の種別が二以上に異なる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 種別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロダクトのユニット開始番号、クレジットプロダクトのユニット終了番号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	非化石電源の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO <sub>2</sub> /kWh		t-CO <sub>2</sub>

備考

- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年産業界及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第5表の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量  
大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量 t-CO<sub>2</sub>

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。  
2 控除する二酸化炭素の種類が二以上なる場合には、その合計量を記載すること。

第5表の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種類	回収した二酸化炭素の量	回収した二酸化炭素に係る情報
	回収した二酸化炭素の量	t-CO <sub>2</sub>
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO <sub>2</sub>
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。  
2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。  
3 控除する二酸化炭素の種類が二以上なる場合には、表の追加を行うこと。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場番号(指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
1	(第 種)		〒		
2	(第 種)		〒		
3	(第 種)		〒		
4	(第 種)		〒		
5	(第 種)		〒		
6	(第 種)		〒		
7	(第 種)		〒		
8	(第 種)		〒		
9	(第 種)		〒		
10	(第 種)		〒		

- 備考 1 本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。  
2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。  
3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所については、そのうち的主たる事業を記載すること。  
4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量を、別紙を添付することにより報告すること。

【別添】 特定事業所単位の報告

提出年度： 年度

事業所番号	事業所名称		事業所所在地		事業所コード		事業所種別				
	〒 都道府県 市区町村		〒 都道府県 市区町村		事業所コード		事業所種別				
事業所において行われる事業											
特定排出者コード											
都道府県コード											
エネルギーの使用の合理化及び石油・石炭・エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号											
温室効果ガス算定排出量											
別添第1表のとおり											
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)			1. 有 2. 無			その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)			1. 有 2. 無		
担当者 (問合せ先)			部 署			氏 名			電 話 番 号		
メールアドレス											

- 備考
- 1 本別添は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
  - 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別添の各ページに記載すること。
  - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
  - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、以上の業種に属する事業を行う事業所については、そのうちの主たる事業を記載すること。
  - 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
  - 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
  - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

事業所番号

別添第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量			
①エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (②を除く。)	②廃棄物の燃焼使用に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub>	③非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (④を除く。)	④廃棄物の燃焼使用に伴う非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>
⑤CH <sub>4</sub>	⑥N <sub>2</sub> O	⑦HFC	⑧PFC
1-tCO <sub>2</sub>	1-tCO <sub>2</sub>	1-tCO <sub>2</sub>	1-tCO <sub>2</sub>
⑨SF <sub>6</sub>	⑩NF <sub>3</sub>	⑪エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (発電等配分前)	
1-tCO <sub>2</sub>	1-tCO <sub>2</sub>	1-tCO <sub>2</sub>	1-tCO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 ①～④の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
    - ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (②を除く。)
    - ② エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の燃焼使用に伴って発生する量
    - ③ 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①、②及び④を除く。)
    - ④ 廃棄物の燃焼使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (②を除く。)
    - ⑤ メタン等の温室効果ガス算定排出量
    - ⑥ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
    - ⑦ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
    - ⑧ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
    - ⑨ 六フッ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
    - ⑩ 三フッ化窒素の温室効果ガス算定排出量
    - ⑪ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電等配分前)
  - 2 ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。
    - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものを除く。)
    - (2) 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
    - (3) 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
  - 3 ①の量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加え別添第2表の2にも必要事項を記載すること。
    - ①の量に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加え別添第2表の2にも必要事項を記載すること。
    - ②の量に、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加え別添第2表の3にも必要事項を記載すること。
  - 4 ②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。
    - (1) 廃棄物の燃焼としての使用
    - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
  - 5 ③の欄には、廃棄物の燃焼 (発熱時に発生する熱を回収するものに限る。) に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。
  - 6 ⑦及び⑧の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

- 7 ⑩の欄は、本引帳に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 8 ⑪の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。(他人への電気又は熱の供給に係るものを含まず。)
- 9 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化及び洋化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑩の欄には記載する必要があること。
- 10 ①から④まで及び⑩の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を除外した場合は、本表に加えて引帳第4表及び引帳第5表にも必要事項を記載すること。

事業所番号

引帳第2表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
1-CO <sub>2</sub> /km <sup>3</sup>	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

引帳第2表の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
1-CO <sub>2</sub> /kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

引帳第2表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
1-CO <sub>2</sub> /GJ	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

引帳第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当

計算方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の1に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の3に記載すること。

3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、別紙第4表及び別紙第5表に記載すること。

別紙第4表 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO <sub>2</sub>
---------------------------------	-------------------

備考

- 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種類が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

別紙第5表 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種類	回収した二酸化炭素の量	t-CO <sub>2</sub>
回収した二酸化炭素に係る情報	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO <sub>2</sub>
	当該燃料の製造者	
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考

- 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種類が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

様式第一の二を次のように改める。

様式第一の2 (第6条及び第15条関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	
※結果	
※決定通知日	年 月 日

権利利益の保護に係る請求書

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

請求者

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

法人番号

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の規定により、同法第28条第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第27条第1項で定めるところにより合計した量をもちつて同法第28条第1項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第13号若しくは第14号に掲げる事項

(温室効果ガスの名称等) t-CO<sub>2</sub>

権利利益が害されるおそれがあると思料する理由

権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。
- 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
- 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二を次のように改める。

様式第二 (第11条及び第19条関係)

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

提供者

住所

氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。
- この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

該当するいずれかの番号を記載

Blank box for recording the applicable number.

特定排出者コード

Blank box for recording the specific emitter code.

事業所番号

Blank box for recording the business number.

エネルギー管理指定工場等番号

Blank box for recording the energy management designated facility number.

事業所の名称

Blank box for recording the business name.

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

Form for reporting greenhouse gas calculation and emission changes.

2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

Form for reporting greenhouse gas emission unit changes.

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

Form for reporting measures implemented to reduce greenhouse gas emissions.

① 省エネルギーの取組状況

Form for reporting energy saving measures.

② 再生可能エネルギーの使用状況

Form for reporting renewable energy usage.

③ エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等）

Form for reporting energy conversion status (electrification, fuel conversion, etc.).

4. その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等）

Form for reporting other implemented measures (industrial process changes, agricultural methods changes, etc.).

詳細URL

Form for providing detailed URL for other measures.

5. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

Form for reporting calculation methods and data management for greenhouse gas calculation.

① サブライチェーン排出量算定・削減の取組

Form for reporting supply chain emission calculation and reduction measures.

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量

Form for reporting total greenhouse gas emissions of the corporate group.

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等）その他の詳細

t-CO<sub>2</sub>

Form for providing calculation scope and other details.

詳細URL

Form for providing detailed URL for calculation scope.

(2) 他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することによって他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	t-CO <sub>2</sub>
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	

詳細URL

② その他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

(4) 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報

① 温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報

詳細URL

② 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

詳細URL

7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

(1) 気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

目標 1	年又は年度
目標年又は年度	年又は年度
基準年又は年度	

目標詳細 (目標の対象、目標値等)

目標に対する進捗状況

詳細URL



目標 2	目標年又は年度	年又は年度
	基準年又は年度	年又は年度

目標詳細 (目標の対象、目標値等)

目標に対する進捗状況

詳細URL

(2) 気候変動関連の計画に関する情報


詳細URL

(3) 気候変動関連の情報開示に関する情報

① サステナビリティ関連情報開示の実施 (TCFD提言への賛同も含む。)

実施している

② 具体的な情報開示の取組状況


詳細URL

--

8. その他の情報


担当者 (問合せ先)

部署

ふりがな

氏名

電話番号

※受理年月日	年	月	日	※処理年月日	年	月	日
--------	---	---	---	--------	---	---	---

備考

- 本様式の提出は任意であること。特定排出者ごと又は事業所ごとに1部作成し、特定排出者に係るものは当該報告に添えて、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、提出すること。
- 提供された情報については公表されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 全ての欄に記載する必要はないこと。
- 各欄への記載について、環境報告書・統合報告書やホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載することで代替することができる。
- 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
- 事業所に係る情報は、事業所番号の欄に、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。ただし、様式第1を提出しない場合は、この限りでない。
- 事業所に係る情報を提供する場合、エネルギー管理指定工場等番号の欄に、別途経済産業大臣により指定された番号を記載すること。ただし、経済産業大臣による指定が行われていない場合は、この限りでない。
- 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報は、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 温室効果ガス排出原単位増減の状況に関する情報は、温室効果ガス排出原単位(温室効果ガス算定排出量その他の特定排出者又は事業所において把握している温室効果ガスの排出量(以下単に「温室効果ガスの排出量」という。))を、生産数量又は産物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。)の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 温室効果ガスの排出量の削減に関する情報は、省エネルギーの取組状況、再生可能エネルギーの使用状況、エネルギー転換の状況、その他の実施した措置について、削減効果と併せて記載することができる。
- 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

- 欄で記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に關し実施した措置に関する情報の欄で記載した削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。また、政府令で定める算定方法・排出係数と異なる算定方法（実測、モデル計算等）・排出係数を用いて排出量を算定した場合、その詳細についても記載することができる。
- 12 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報の欄には、サフライブエミッション排出量（Scope1 排出量（事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量）、Scope2 排出量（他者から供給された電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量）及び Scope3 排出量（Scope2 排出量以外で事業者が間接的に排出する温室効果ガスの量）の合計量をいう。）算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記載することができる。企業グループ全体の温室効果ガスの排出量に關しては、算定対象とした企業グループの範囲についても併せて記載することができる。
- 13 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報の欄には、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用すること、他者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量その他他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、回収した二酸化炭素の用途等に関する情報及び削減貢献量の算定方法の詳細と併せて記載することができる。
- 14 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する情報の欄には、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量として定められたクレジット以外のクレジットの取得・活用状況について記載することができる。
- 15 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組及びその吸収量並びに炭素貯蔵の取組及びその貯蔵量について記載することができる。吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。
- 16 温室効果ガスの排出量の信頼性向上に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認又は第三者による検証若しくは保証の有無について、また、それらがある場合は、確認又は検証若しくは保証の対象や実施された手続等その具体的内容について記載することができる。
- 17 気候変動関連の目標に関する情報の欄には、温室効果ガスの削減目標等の気候変動対策に関する目標について、目標年又は年度、基準年又は年度、目標の对象、目標値、目標に対する進捗状況を含めて記載することができる。また、SBTi（企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ）の認定取得状況、RE100（企業が専業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ）への参加状況についても記載することができる。
- 18 3つ以上の目標を記載する場合は、記載欄を追加すること。
- 18 気候変動関連の計画に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収に関する計画・戦略、ビジネスモデルの転換又は技術開発・イノベーションの取組状況・計画について記載することができる。
- 19 気候変動関連の情報開示に関する情報の欄には、サステナビリティ関連情報開示の実施（TCFD 提言（TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年に公表した Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures をいう。）への賛同を含む。）及び具体的な情報開示の取組状況について記載することができる。
- 20 その他の情報の欄には、上記のいずれの欄にも記載しなかった温室効果ガスの排出量の削減等に関する情報について記載することができる。
- 21 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
- 22 ※の欄には、記載しないこと。
- 23 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第四を次のように改める。

様式第 4（第 22 条の 3 第 1 項関係）

※受理日	年	月	日
※整理番号			

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

（地方環境事務所長）  
（経済産業局長）

殿

提出者 住所 氏名

氏名

法人番号

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告及び第 32 条第 1 項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者コード									
特定排出者の名称									
所在地	〒								
担当者	氏名	職							
	電話番号								
	メールアドレス								

備考

- 1 ※の欄には、記入しないこと。
- 2 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
- 3 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
- 4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第五を次のように改める。

様式第5 (第22条の3第3項関係)

※受理日	年	月	日
※整理番号			

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(地方環境事務所長)  
(経済産業局長)

殿

提出者 住 所 〒

氏 名

法人番号

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による報告及び第32条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下の変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者コード									
特定排出者の名称									
所 在 地	〒								
担当者	部 署								
	氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考
- ※の欄には、記入しないこと。
  - 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
  - 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六を次のように改める。

様式第6 (第22条の3第3項関係)

※受理日	年	月	日
※整理番号			

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(地方環境事務所長)  
(経済産業局長)

殿

提出者 住 所 〒

氏 名

法人番号

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による報告及び第32条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号

作成担当者連絡先

特定排出者コード									
特定排出者の名称									
所 在 地	〒								
担当者	部 署								
	氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考
- ※の欄には、記入しないこと。
  - 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
  - 識別符号の欄には、第22条の3第2項に基づき、地方環境事務所長及び経済産業局長が付した識別符号を記載すること。
  - 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この命令による改正後の規定は、令和七年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告について適用する。